

# 【介護用品購入券】交付事業について

令和6年4月現在

## ■ 交付の対象者 ■

市民税非課税世帯で、要介護3から5の方と同じ住所に住所登録し、同居して現に介護している方。介護慰労金の受給者のご利用できません。また、要介護者のショートステイ利用日数が1月あたり10日を超える場合もご利用できません。

## ■ 交付の申請 ■

「介護用品購入券交付申請書」を地域包括支援センターへ提出してください。  
市において、審査のうえ可否の判定結果を通知します。

## ■ 介護用品購入券の交付 ■

介護が必要な方お1人につき、ひと月あたり6,000円分の介護用品購入券（1,000円×6枚）を交付します。交付は年度末の3月分までです。

- ・申請書提出日が10日以前のときは、申請月分から3月分まで交付
- ・申請書提出日が11日以降のときは、申請月の翌月分から3月分まで交付

## ■ 介護用品購入券の使用について ■

### ○ 使用期限があります

ひと月分（6,000円分）ごと、その月の末日まで使用できます。

券の一枚一枚に使用期限が記載されていますので、確認のうえ使用してください。

### ○ おつりは出せません

おつりが出せないのので、1,000円未満では使用できません。

（例）1,600円分の商品を購入する場合、1,000円分の券1枚と現金600円を支払う

## ■ 介護用品購入券で購入できるもの ■ 取扱い事業所（商店）は裏面のとおりです

大人用紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤（口腔ケア含む）、  
ドライシャンプー、防水（吸水）シート

※上記以外のものは購入できません。

## ■ 介護用品購入券の返還 ■

介護対象者が「死亡」「転出」「施設入所」「3ヶ月以上の入院」をしたとき、または要介護3から5の区分でなくなったときは、その翌月分から、この券の使用はできません。

これらに該当する場合は、「返納届出書」に使用できなくなった券を添付し、地域包括支援センターに提出してください。

返還すべき券を使用した場合は、その金額相当分を返還していただきます。

詳細は下記へお問い合わせください。

## ■ 問い合わせ、申請書の提出先 ■

地域包括支援センター TEL 0185-24-3322

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1 男鹿市役所 介護サービス課

■介護用品購入券を使用できる事業所（商店）■

令和6年4月現在

店 舗 の 名 称	住 所	電 話 番 号
菅原薬店	船川字化世沢175-32	24-2835
総合衣料湊谷	船川字栄町81	24-2801
(有) 沢吉商店	船川字元浜町198	24-2524
(株) なついコーポレーション	船川字栄町7-2	23-2277
(株) 薬王堂男鹿船川店	船川字海岸通り1-8-3	47-7751
(有) 北浦薬局	北浦字山王林4-29	33-3177
ドラック加賀谷	北浦字北浦75-4	33-2007
ツルハドラッグ男鹿店	脇本字石館16	22-2057
DCM男鹿店	脇本字上中野55	25-2527
コメリホームセンター男鹿店	船越字内子289	35-4011
ひらつか薬局	船越字船越307	35-2765
スーパーセンターアマノ男鹿店	船越字内子156	35-2225
介護ショップ エミエル	船越字船越401-23	35-4840
(株) 薬王堂男鹿SC店	船越字内子218-1	47-7131
ツルハドラッグ男鹿払戸店	払戸字大堤127	47-8271
千田薬舗	角間崎字家ノ下154-7	46-2025
みさきケア(株)	払戸字横長根89-2	46-3526